

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、

①国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）で、②年間60日以上農業に従事し、③20歳以上65歳未満（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）の方ならどなたでも加入できます。

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 納付した保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置もあります。
- 年金は、ご家族で対象となる方について準備することが大切です。



若い農業者の皆さんへ —政策支援加入（保険料の国庫補助）で老後の安心を—

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。政策支援は、農業者年金の加入要件（上記①～③）に加え、⑦39歳までに加入、⑧農業所得が900万円以下、⑨下表の必要な要件1～5のいずれかを満たせば、下表の区分に応じて国庫補助を受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助金額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円 (5割)	6千円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6千円 (3割)	4千円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者		—

35歳未満又は40歳を超えて政策支援を受けられない方へ

—加入期間が短くても老後の備えは間に合います—

農業者年金の保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで、豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話23-3622 ごしょつがる農協木造総合支店 電話42-9115
つがるにしきた農協つがる総括支店 電話46-2215

農業経営収入保険加入者へお知らせ

自然災害、価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない、様々なリスクによる収入減少に対して補填される「農業経営収入保険」への加入を促進し、農業者負担を軽減するため、市では保険料の一部を補助しております。

▼対象者：（以下のすべての要件を満たす個人または法人）

①つがる市内に住所を有する者②市税等の滞納が無いこと

▼補助金の額：収入保険の加入者が負担する掛け捨て保険料の10分の1以内（上限10万円）

・決定した補助金の額よりも実績が上回った場合であっても、補助金の増額はありませので、ご注意ください。

※加入者へは後日、市より申請書を送付します。

▼事業実施期間：令和3年～令和7年（予定）※令和6年度補助対象者は、令和5年加入者となります。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線417）

広 告

人 と 街 の 夢 に ア ク セ ス



A-BITS

株式会社 エービッツ
<http://www.a-bits.co.jp/>



ダメ!! ヤミ小作!!

安心して農業を行うため、
正規の手続きで農地の貸
借をしましょう！



ヤミ小作を続けるとどうなるの？

農地を貸している方

- ・相続が発生した際、誰に貸しているかわからなくなることがあります。
- ・農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなることがあります。

農地を借りている方

- ・相続が発生した際、誰から借りているかわからなくなることがあります。
- ・突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。

口約束だけで農地の貸し借りはできません！

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要があります。契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。

トラブルが発生しないようにするために！

農地を貸し借りするときは、必ず市町村や農業委員会で手続きをしてください！市町村や農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行えます。また、手続きの際には「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう！

農地を相続された方へお願い！

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。(令和6年3月までの相続も義務化の対象です)。農地の貸借等を円滑に進めるためにも必ず相続登記を行ってください！

詳しくは、下記までご相談ください。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線413) 農業委員会事務局 電話23-3622 (事務局直通)

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。野鳥の渡りが始まる秋から、北へ帰る春にかけては、本病発生の警戒が必要な時期となりますので、次のことに注意してください。

家さんを飼っている場合

- ①渡り鳥や野鳥、ねずみ等の野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。
また、飼育小屋は防鳥ネット（2釐角以下）で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所はただちに修繕しましょう。
 - ②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
 - ③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は農場の出入り口で入念に消毒をしましょう。
 - ④家さんに異状がみられた場合は、すぐに「つがる家畜保健衛生所」に連絡してください。
- ※家さん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

死亡した野鳥を見つけた場合

- ①野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にもさまざまな細菌や寄生虫を持っていることがあるので、素手では触らないようにしましょう。
- ②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、下記にご相談ください。
- ③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れて一般ゴミとして処分してください。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 つがる家畜保健衛生所 電話42-2276
西北地域県民局林業振興課 電話72-6613

市税等の納付は
納期内に
お願いします

11月は

固定資産税 4期、国民健康保険税 5期、後期高齢者医療保険料 5期、
介護保険料 5期、住宅使用料、公共下水道使用料、農業集落排水施
設使用料、公共下水道受益者負担金 4期の納期限です。

口座振替日は12月2日(月)です。口座振替で納付している方は、口座残高の確認を
お願いします。

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111 (内線229)